

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、本町のすべての事業において、男女共同参画の視点に配慮します。

また、町民、事業者、行政区及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、地域社会、家庭、学校(児童施設)、職場などにおいて、町民及び事業者等の自主的な活動や男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

さらに、国や県等と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

(1) 男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に対し、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け計画的かつ効果的に事業を推進するため「大河原町男女共同参画推進本部」を設置し、庁内の総合的な調整と進行管理を行います。

(2) 男女共同参画推進審議会の設置

男女共同参画社会の形成を目指すため、有識者や町内事業所、関係団体、町民からなる「大河原町男女共同参画推進審議会」を設置し、行政、町民、各種団体及び事業所における取組状況などについての情報や意見を交換するとともに、男女共同参画の推進に関する調査、審議及び評価を行い、地域社会、家庭、学校(児童施設)、職場などが一体となった効果的な行政施策の推進を図ります。

(3) 町民及び諸団体等との連携

町民、事業者、行政区及び関係団体などとの協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

(4) 国・県等との連携

男女共同参画推進にかかる問題は、広範多岐にわたっていることから、国・県・近隣市町及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。

(5) 計画の進行管理

年度ごとに事業実施状況を検証・評価し、次年度の施策に生かすことにより効果的な推進に反映させるとともに、町民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。

2. 計画の目標指標

男女共同参画基本計画の目標値

項 目		現状値	目標値 (令和 11 年度)
基本目標 1	審議会等の女性割合	28.3%	35.0%
	町管理職の女性割合	37.5%	40.0%
	地域活動の担い手	62 人	80 人
基本目標 2	家事・育児等に携わる時間が男性より女性が大幅に多いと感じる割合	89.4%	60.0%
	家庭教育支援の講座	3 講座	4 講座
	こども家庭センターの相談対応を可能とする体制	事業開始	児童福祉 170 件 母子保健 550 件
	特定健康診査(国保)受診率	52.3%	60.0%
	妊娠・出産期等面談率及び訪問率	99.0%	100%
基本目標 3	学校教育で人権・男女共同参画を反映した留意項目数	5 項目	10 項目
	中学 2 年生のキャリア教育に要する時間	年 12 時間	年 15 時間
	中学校の健康・性に関する保健の授業時間	年 2 時間	年 4 時間
基本目標 4	育児休業制度取得率 (R5 宮城県数値)	女性 94.5% 男性 40.7%	男性 85.0%
	介護休業制度取得人数 (R5 宮城県数値)	女性 18 人 男性 11 人	女性 30 人 男性 20 人
	商工会会員の女性経営者数	70 事業所	85 事業所
	家族経営協定数	3 件	7 件
基本目標 5	防災会議委員への女性登用人数	女性 1 人 男性 20 人	女性 6 人 男性 15 人
	女性消防団員	7 人	12 人
	家庭防火クラブ地区役員・男性会員	—	5 人
	自主防災組織役員への女性登用	各地区 1 人	各地区 2 人以上
	女性の防災士(防災介助士)資格取得者(町助成制度利用)	11 人	15 人(総数)